

農業分野の労働環境改善をめぐる現状と課題

令和6年10月
農林水産省
経営局就農・女性課

①本検討会でご議論いただきたいこと	2
②農業分野の労働環境をめぐる現状	5
③農業分野の労働環境整備に係る意識・意向等	16

本検討会でご議論いただきたいこと

食料・農業・農村基本法の改正内容

- 令和6年5月に食料・農業・農村基本法の改正法が成立し、近年の我が国における人口の減少、食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化等に対応し、食料安全保障の確保、農村における地域社会の維持等を図るための基本理念が定められた。
- この中で、農業経営の基盤強化を図るため、**「雇用の確保に資する労働環境の整備」に必要な施策を講ずる**ことが明記された。

望ましい農業構造

○第26条 望ましい農業構造の確立（拡充）

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他**農業経営基盤の強化**の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

農業経営の基盤強化等

○第27条 農業経営の展開（拡充）

国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、**雇用の確保に資する労働環境の整備**、自己資本の充実の促進その他**必要な施策を講ずるものとする**。

少子高齢化等の影響により、**人材獲得が全産業の共通の課題**となる中で、雇用労働力を確保するためには、**他産業と比較しても遜色のない農業の労働環境の整備が重要な課題**となっている。

このような中であって、令和6年5月の**食料・農業・農村基本法の改正**において「**農業の雇用に資する労働環境の整備**」が明記されたところ。

こうしたことを踏まえ、**農業の労働環境に関して、**

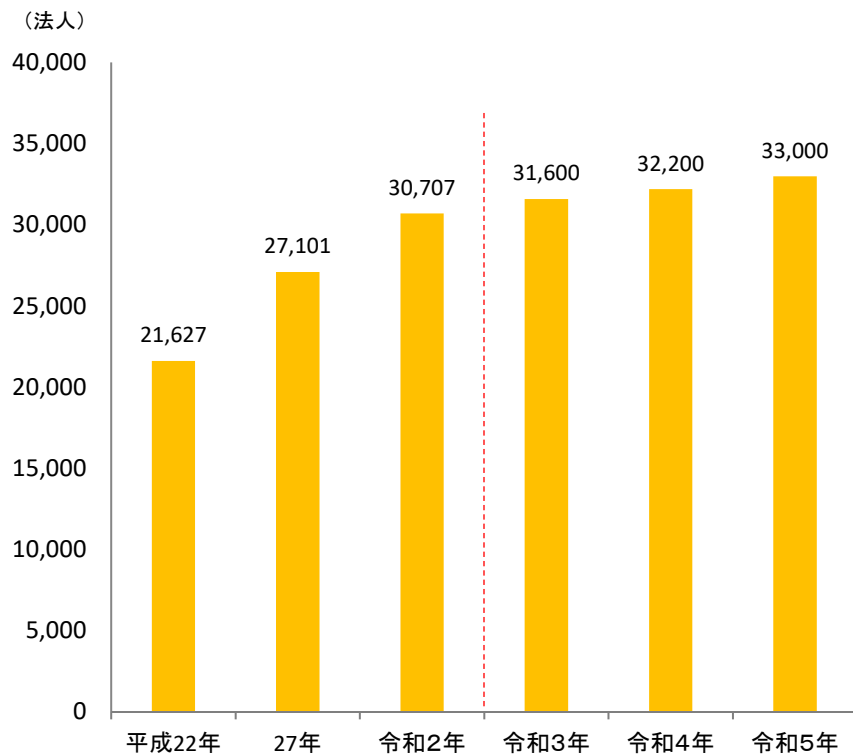
- ① **労働環境の整備を進める具体的な政策の在り方**
 - ② **労働関係法制における農業の特例についての考え方**
- についてご議論いただきたい。

農業分野の労働環境をめぐる現状

法人経営体の動向

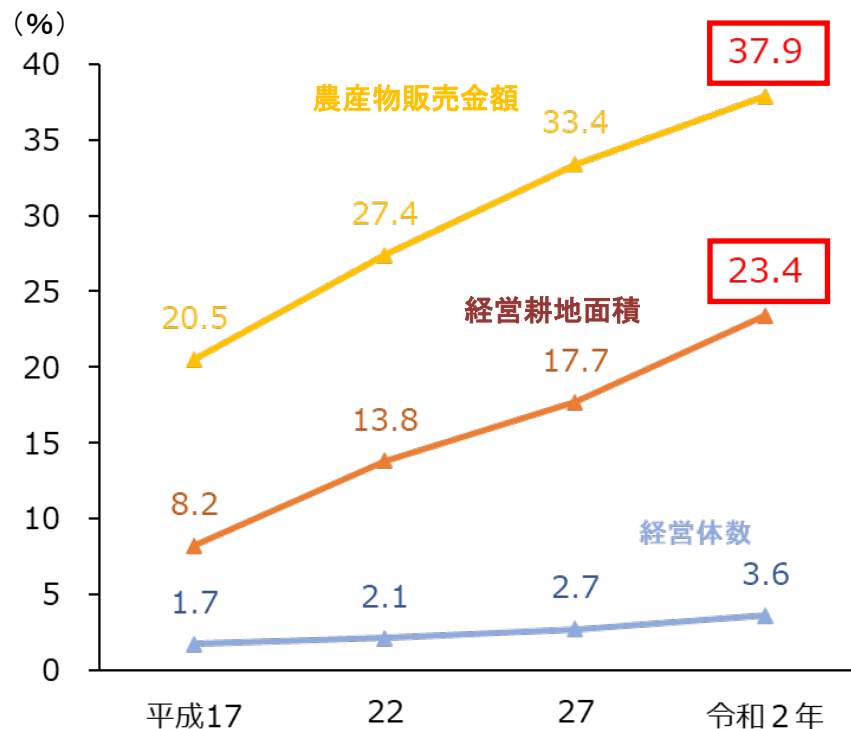
○ 法人その他団体経営体は、年々拡大し、販売金額の約4割、経営耕地面積の約4分の1を担う。

法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3～令和5年)
注：令和3～令和5年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値

農業生産に占める団体経営体（法人・その他）のシェア

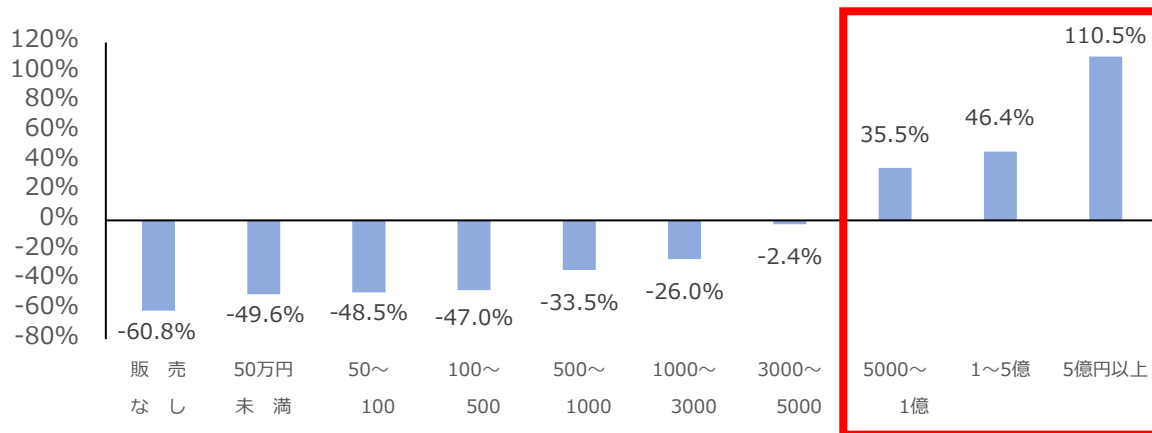


資料：農林水産省「農林業センサス」

農産物の販売規模別の農業経営体数

- 2005（平成17）年から2020（令和2）年にかけて、農業経営体数は**販売額5000万円以上の層で増加**しており、特に**5億円以上の層は2倍以上に拡大**している。
- **販売規模の上位層ほど、法人の占める割合が増加**し、2020（令和2）年における1～5億円の経営体の6割強、5億円以上の経営体の9割強は法人が占めている。

農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率
2005（H17）年→2020（R2）年



	総数	販売なし	50万円未満	50～100	100～500	500～1000	1000～3000	3000～5000	5000～1億	1～5億	5億円以上
2005年	2,009,380	248,625	570,143	341,461	559,390	137,893	116,469	20,623	9,683	4,463	630
2020年	1,075,705	97,495	287,122	175,832	296,243	91,764	86,145	20,122	13,120	6,536	1,326
	うち法人 30,707 (2.9%)	2,755 (2.8%)	802 (0.3%)	720 (0.4%)	2,951 (1.0%)	2,816 (3.1%)	6,645 (7.7%)	3,945 (19.6%)	4,438 (33.8%)	4,367 (66.8%)	1,268 (95.6%)

2005年→2020年
2倍以上に増加

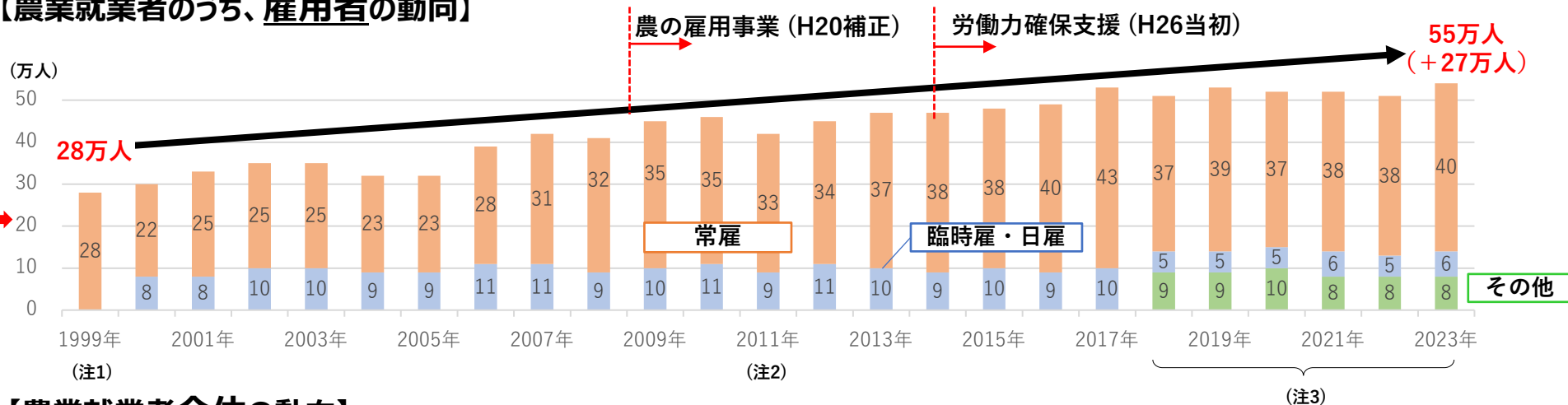
2020年
1～5億円を販売する
経営体の6割強、
5億円以上販売する
経営体の9割強は法人

資料：農林水産省「農林業センサス」

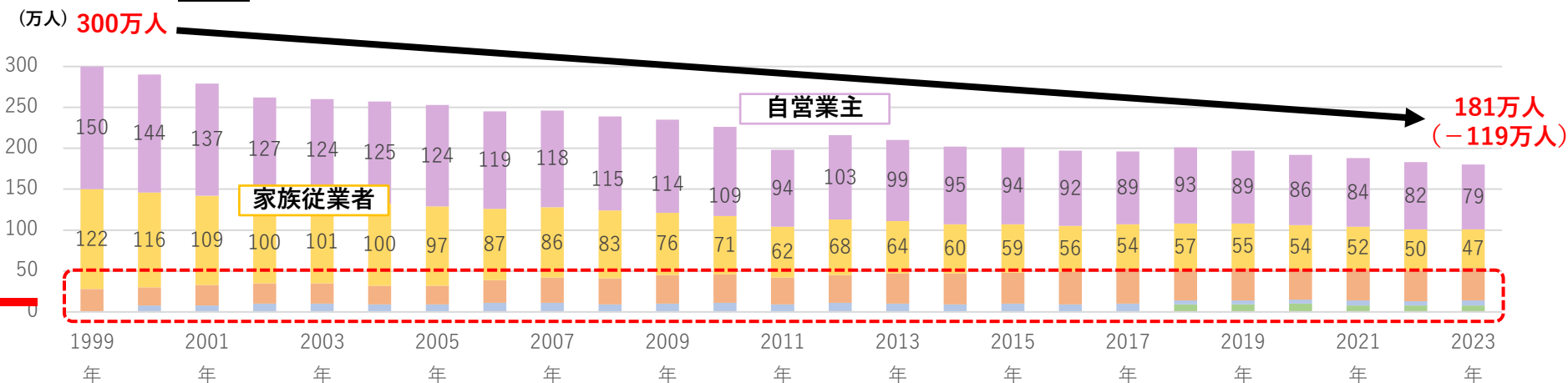
農業分野における雇用者数の推移

- 農業就業者全体は、1999（平成11）年から約25年間で**119万人減少**し、**2023（令和5）年には181万人**となった。
- 一方で、**雇用者**については、農業経営の規模拡大や法人化の進展等により、同じ約25年間で**27万人増え**、**2023年に55万人**となった。

【農業就業者のうち、雇用者の動向】



【農業就業者全体の動向】



資料：総務省「労働力調査」

- 1) 自営業主：個人経営の事業を営んでいる者
 - 2) 家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者
 - 3) 常雇：役員と一般常雇（1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者）
 - 4) 臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
 - 5) 日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者
- この資料の「農業就業者」は、上記の1）～5）までをいう。

注1：1999年は、雇用者計の値。

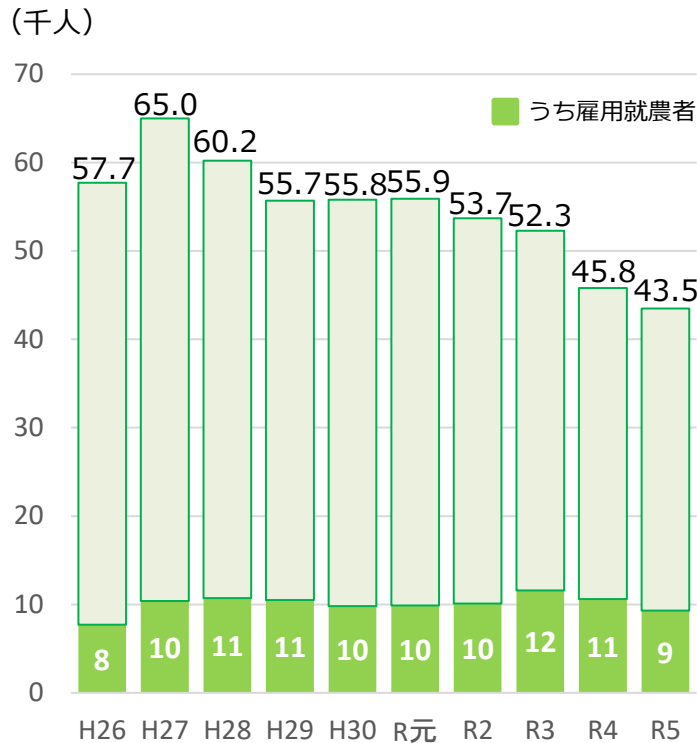
注2：2011年は、東日本大震災の影響により、岩手県・宮城県・福島県を除く値。

注3：2018年以降は、調査事項の変更があったことから、雇用契約期間に基づき、定めがない者及び1年超の者を「常雇」、1年以下の者を「臨時雇・日雇」、期間がわからない者及び定めがあるかわからない者を「その他」としている。

新規雇用就農者の現状

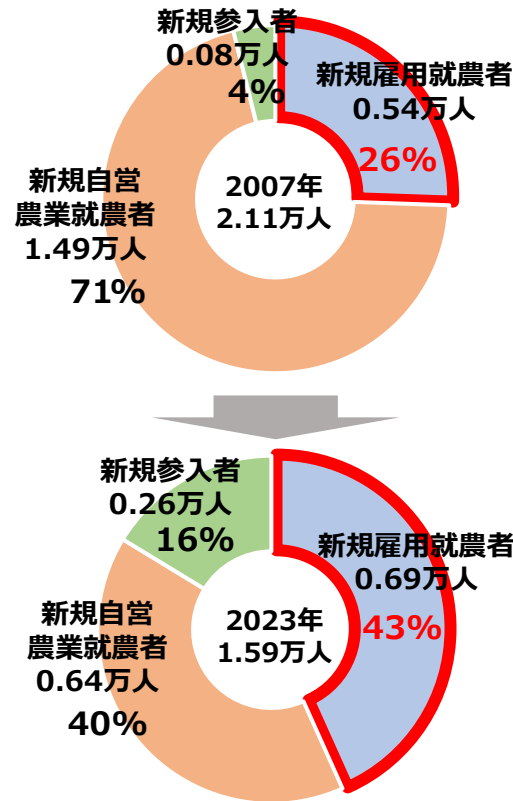
- **新規就農者数**は平成27年をピークに**減少傾向**にある一方、**新規雇用就農者**（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、平成27年以降**1万人前後とほぼ同水準で推移**。
- 雇用型経営の規模拡大等が進む中、**49歳以下の新規就農者における雇用就農者の割合も増加傾向**にあり、令和5年には**全体の約4割を占め、新規自営農業就農者（親元就農）を上回っている**。
- また、49歳以下の新規雇用就農者の**約9割が非農家出身**での就業。
- 道府県立農業大学校（養成課程）からの就農状況を見ても、**就農者の約6割が雇用就農**となっている。

新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」
 (平成25年～26年の数値は、当該年の4月1日～翌年の3月31日まで、平成27年以降の数値は、当該年の2月1日～翌年の1月31日までの1年間に新規就農した者の数)

49歳以下の新規就農者の内訳



資料：農林水産省「新規就農者調査」

49歳以下の新規雇用就農者の出身別



資料：農林水産省「新規就農者調査」

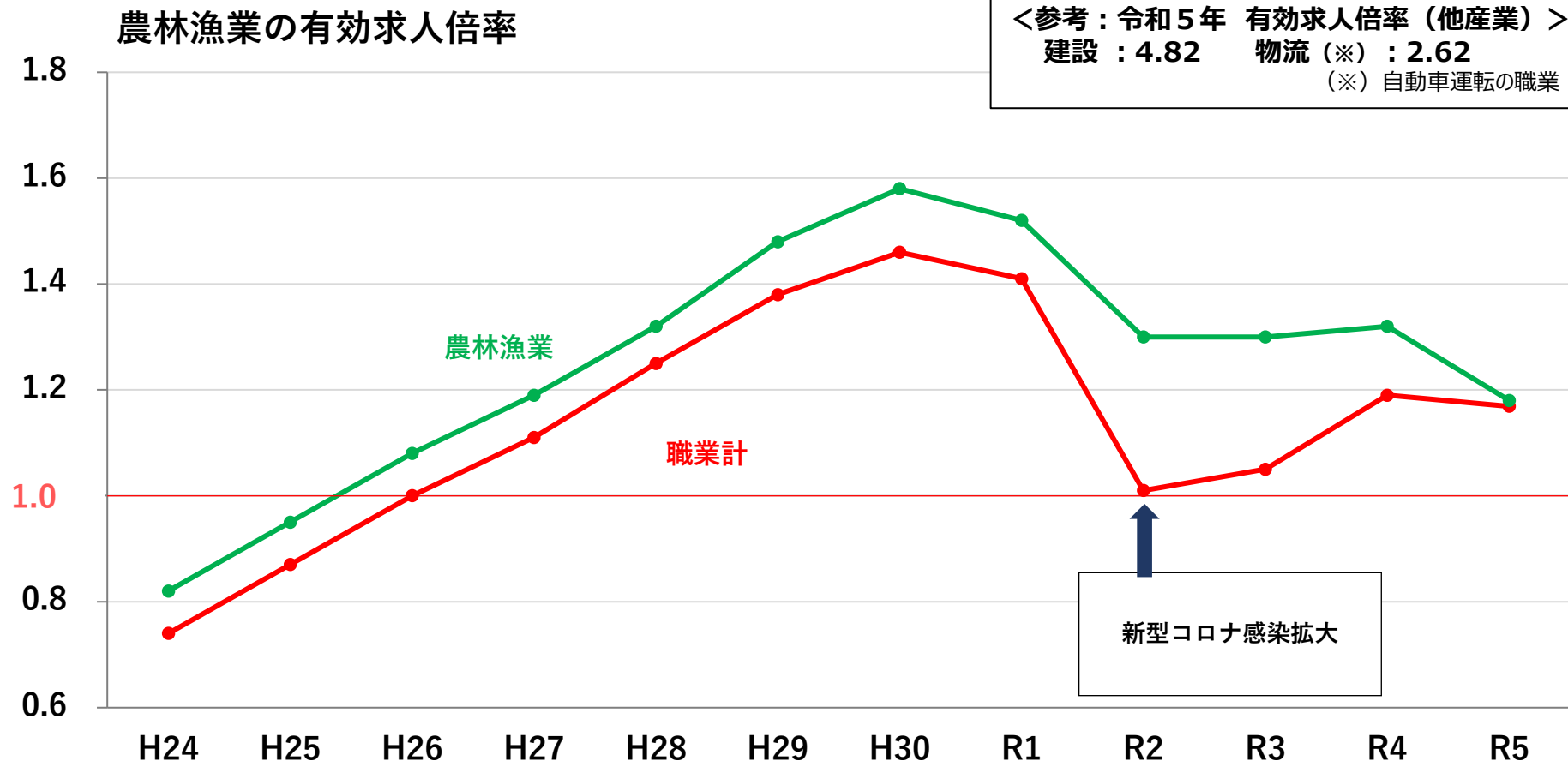
道府県立農業大学校（養成課程）からの就農状況（2022年）

就農者数	就農率	就農者のうち雇用就農者割合
935人	54%	63%

資料：全国農業大学校協議会
 「令和5年度全国農業大学校等の概要」

農業における人手不足の状況

○ 農林漁業の有効求人倍率は、平成21年以降、**職業計よりも高い水準で推移（平成26年以降1.0を超過）**しており、人手不足の状況。



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

※ 有効求人倍率（有効求人数／有効求職者数）は、パートタイム含む常用の値。

※ 有効求人数は、求人票の有効期限内で未充足の求人数（新規求人数を含む）をいう。

※ 有効求職者は、求職票の有効期限内で就職未決定の求職者（新規求職申込件数を含む）をいう。

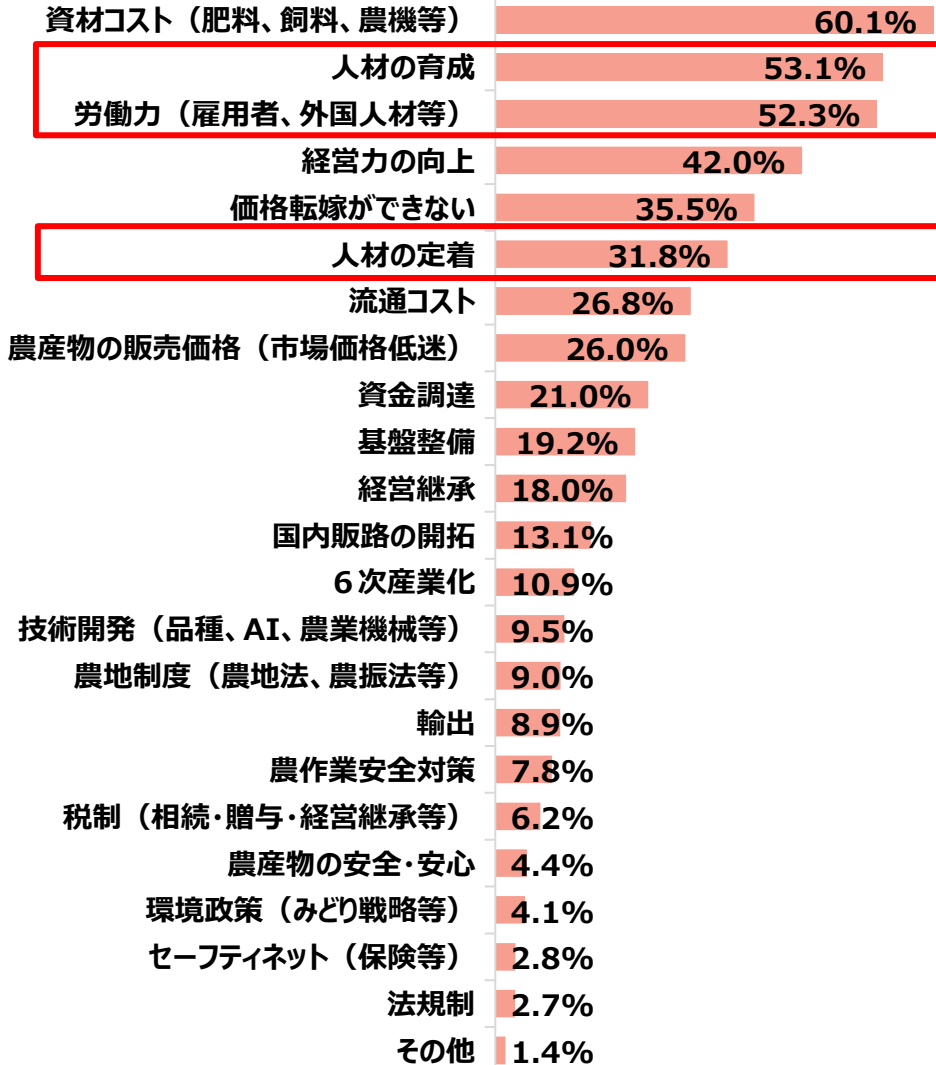
※ 職業系について、R4以前は平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく区分、R5は平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく区分、

農業経営上の課題（組織的経営体）

- 農業法人白書（2023年）によると、経営課題として、約5割が『人材の育成』と『労働力』と回答している。
- 経営リスクについて、約4割が『労働力の不足』、経営リスクへの対策は『従業員の給与水準や福利厚生改善』が約4割と回答している。

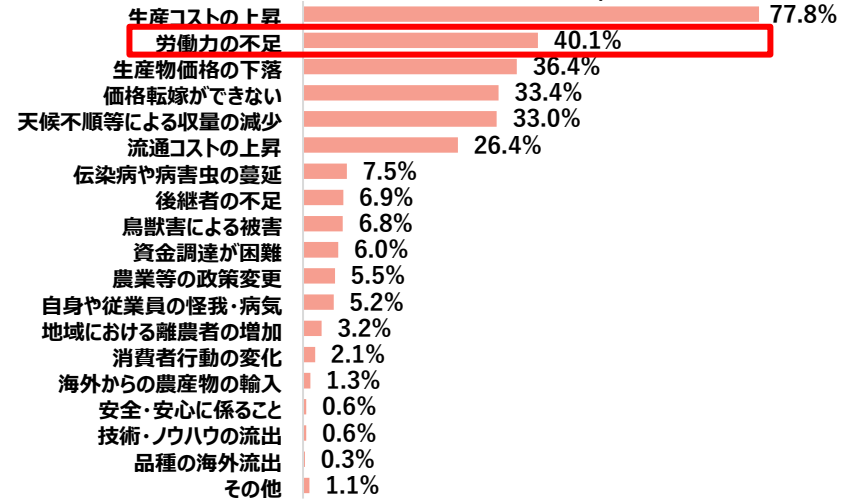
現在の経営課題

複数回答（単位：先・N=1,325）



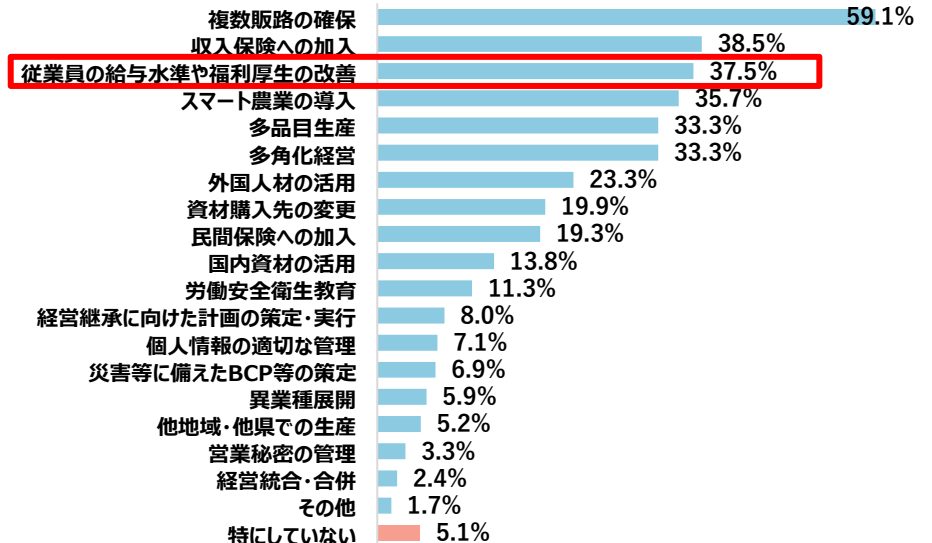
経営リスク

複数回答（単位：先・N=1,265）



経営リスクへの対策

複数回答（単位：先・N=1,315）



他産業における労働環境改善の状況

○ 農業と同様に人手不足の他業種においては、業界の特性に応じた労働環境改善に取り組んでいる。

	労働時間等の改善	ICTによる生産性向上	その他労働環境整備	賃上げ・適正な価格設定
政府全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働の上限規制 ・ 年次有給休暇の使用者による時季指定義務 ・ 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の中小企業への猶予措置廃止 ・ 勤務間インターバル制度の努力義務 <p>(平成30年働き方改革関連法)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 副業・兼業の推進に向けたガイドラインの策定 <p>(平成29年働き方改革実行計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後パパ育休（出生時育児休業）の新設 <p>(令和3年育児・介護休業改正法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリーランスとの取引の適正化、就業環境の整備 <p>(令和5年フリーランス・事業者間取引適正化等法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（令和7年10月1日施行）等 <p>(令和6年育児・介護休業改正法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一労働同一賃金 <p>(平成30年働き方改革関連法)</p> <p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」 <p>【中小企業庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格転嫁サポート窓口の設置
他産業	<p>【建設、トラックドライバー、医師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働の上限規制 <p>(平成30年働き方改革関連法、令和6年4月1日適用開始)</p> <p>※ドライバーには、同日から、令和4年12月に改正された改善基準告示も適用開始。</p> <p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事における週休2日工事の拡大等 <p>(令和元年改正建設業法等)</p>	<p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設現場管理の効率化に資する建設キャリアアップシステムの整備 <p>【トラックドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理支援ツールや二次元バーコードツール等といった物流DXの推進 <p>【医師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療DXの推進による業務効率化 <p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTや介護ロボット等の活用による生産性向上の取組への支援 	<p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期の適正化（著しく短い工期の禁止） <p>(令和元年改正建設業法等)</p> <p>【トラックドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライバーの休憩施設や仮眠施設の拡充支援 	<p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な公共工事設計労務単価の設定、建設技能者の雇用に伴い必要な経費の参考公表 ・ 能力評価を可能とする建設キャリアアップシステムの整備 <p>【トラックドライバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準的な運賃」制度の周知・徹底 <p>(令和2年貨物自動車運送事業法改正に伴う告示)</p>
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省補助事業における労働環境改善の要件化・採択ポイント加算等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業技術活用促進法（令和6年法律第63号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省独自の雇用就業関係補助事業の実施 ・ 働き方改革ガイドブック等 ・ 優良経営体の表彰 ・ 男女別トイレの設置推進 ・ 農作業安全の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年改正後の食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第2条第5項及び第23条において、食料の合理的な価格の形成について規定

農業分野の労働関係法制の現状整理

【A. 被用者保険(A-1. 健康保険法、A-2. 厚生年金保険法)】

1. 制度概要：

法人及び常時5人以上を使用する個人事業主(17業種)の事業所等に対して、
 ① 健康保険(業務外の原因による負傷・疾病等に対し給付)
 ② 厚生年金保険(公的年金)
 への加入を義務付け ※保険料は労使折半

2. 農業との関係：

強制加入	任意加入
法人	個人経営体

※適用業種であっても
 従業員常時5人未満の
 個人経営体は任意加入

〔農林業センサスによれば常雇(※)5人以上の個人経営体は約1,400
 (※)被用者保険における「常時5人以上を使用」と
 範囲が完全に一致しない可能性があることに留意〕

17業種以外の業種や従業員常時5人未満の個人経営体が任意加入となっている理由：

- ・ 保険料徴収等の面から見て実態把握が困難であること
- ・ 小規模で変動が著しい等の技術上の困難性があること など

【B. 労働保険】(B-1. 労働者災害補償保険法、B-2. 雇用保険法)

1. 制度概要：

原則として、一人でも労働者を雇用する事業者に対して
 ① 労災保険(労働者の業務上または通勤により生じた傷病等に対する治療費の給付等) ※保険料は事業主が全額負担
 ② 雇用保険(失業時や育児・介護休業時の給付) ※保険料は労使双方負担
 への加入の義務付け

2. 農業との関係：

強制加入	任意加入 (農林水産業のみ暫定任意適用)
法人+労働者常時5人以上の個人経営体	労働者常時4人以下の個人経営体

〔農林業センサスによれば常雇(※)1~4人の個人経営体は約2万
 (※)労働保険における「常時」と
 範囲が完全に一致しない可能性があることに留意〕

労働者常時4人以下の個人経営体が任意加入となっている理由：

- ・ 保険料徴収等の面から見て実態把握が困難であること など

【C. 労働基準法】

1. 制度概要：

労働に関する最低基準の設定
 (労働時間)
 1日8時間、1週間40時間以内
 (休憩)
 労働時間6時間超で45分以上、8時間超で1時間以上
 (休日)
 毎週1回又は4週4日以上
 (時間外・休日の労働)
 36協定、1か月45時間、1年360時間以内
 (時間外・休日の割増賃金)
 時間外労働125%以上、休日労働135%以上

2. 農業との関係(労働時間に関する規定)：

適用	適用除外
なし	全経営体

〔農林業センサスによれば法人経営体は約3.1万 個人経営体は約104万
 うち雇用労働力を有する法人経営体は約1.4万 個人経営体は約2.2万〕

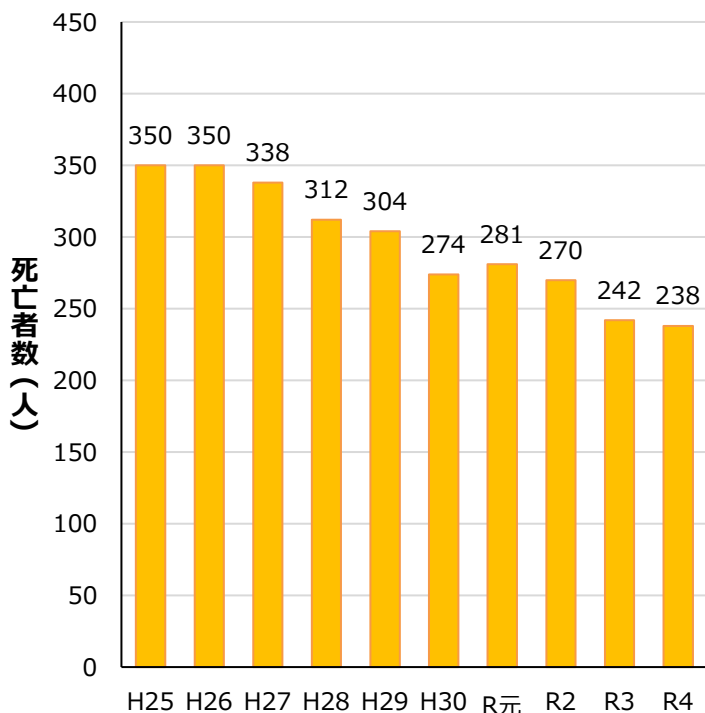
適用除外となっている理由：

- ・ 業務が天候、気象等の自然的条件の影響を著しく受ける産業であること

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

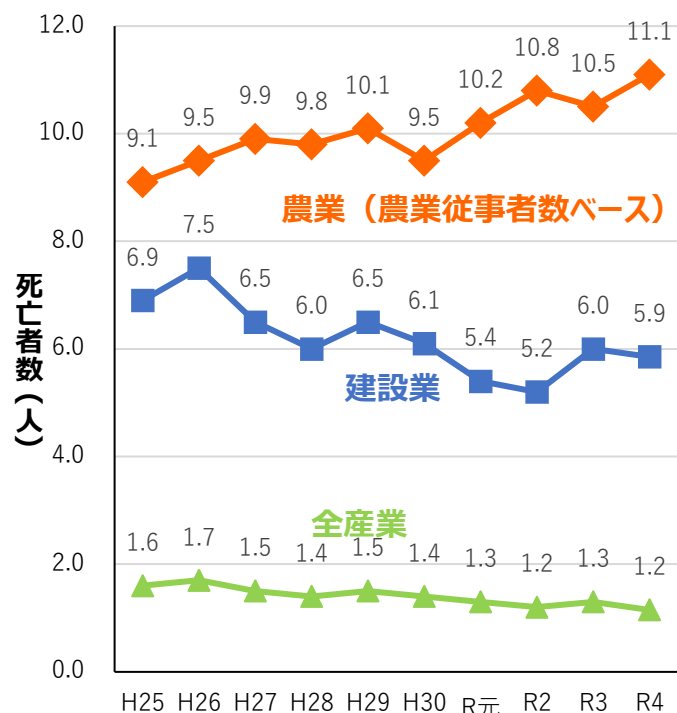
- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

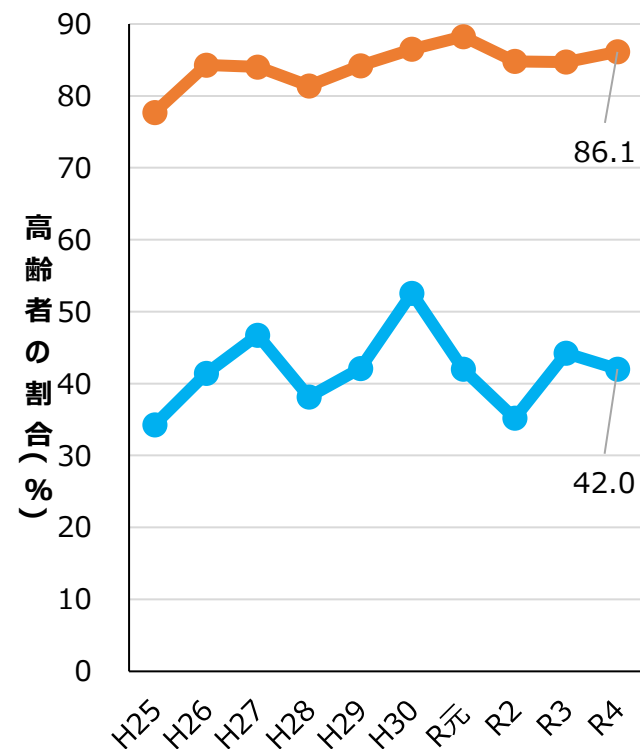
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
 他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
 就業者 農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
 他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合



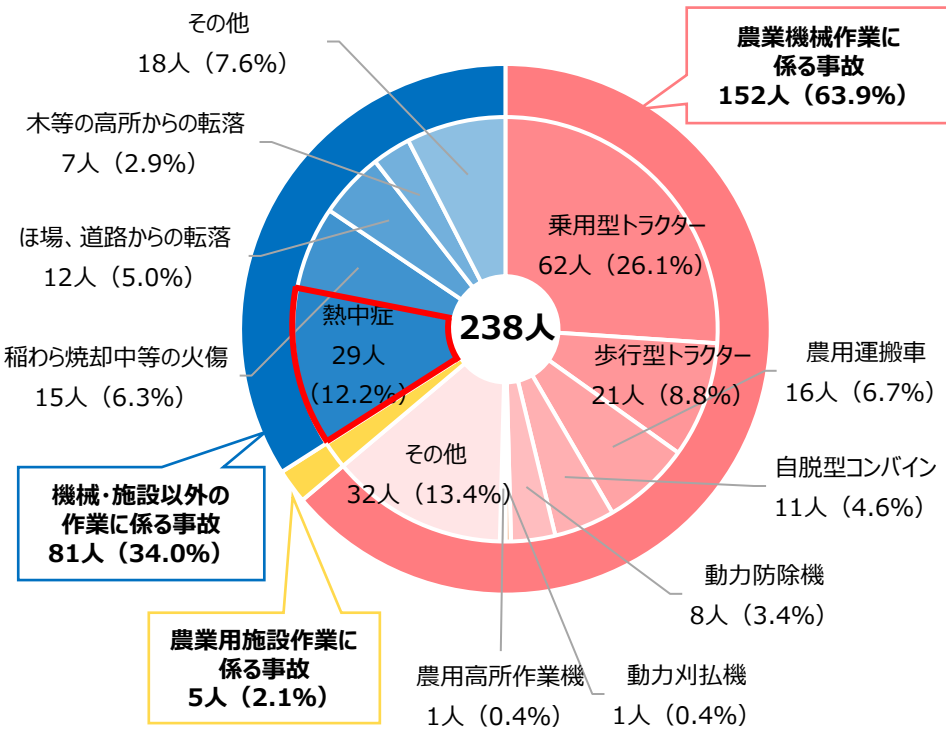
● 65歳以上の割合
 ● 80歳以上の割合

資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

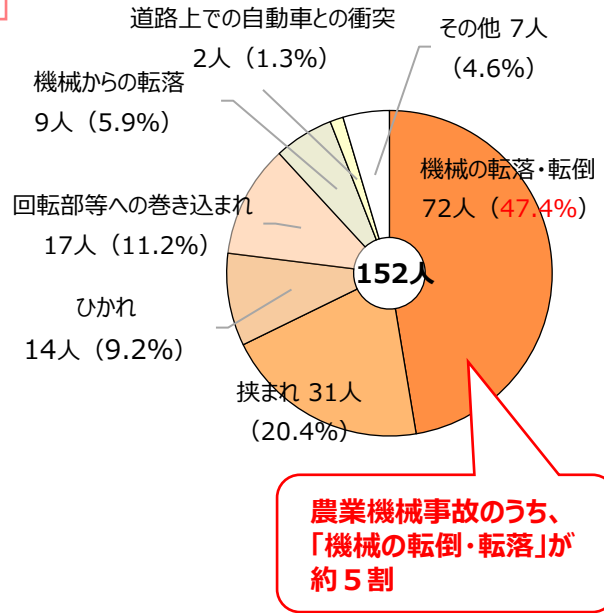
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「**農業機械作業に係る事故**」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「**機械の転落・転倒**」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「**熱中症**」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向にあることから、機械作業対策に加えて、**熱中症対策の強化が必要**。

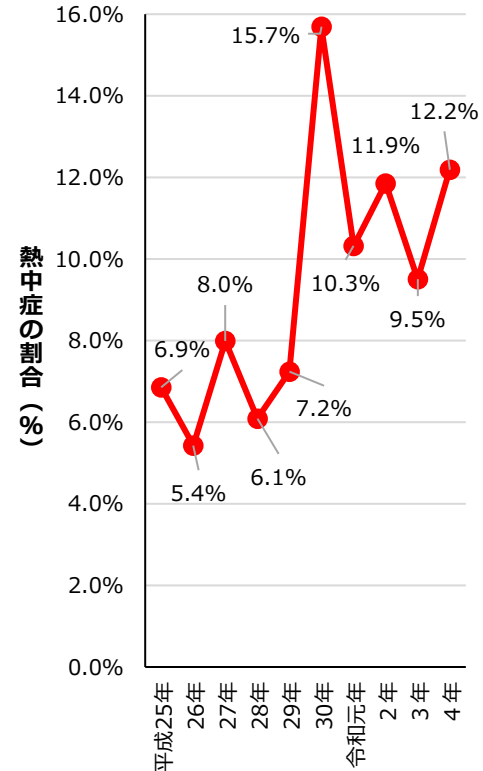
要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因（令和4年）



農作業死亡事故における熱中症の割合の推移（平成25年～令和4年）



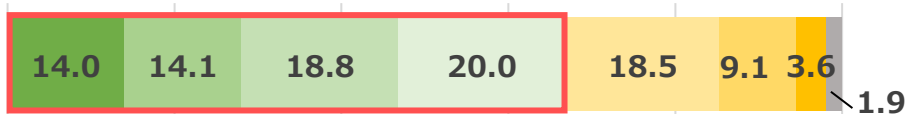
農業分野の労働環境整備に係る意識・意向等

常雇いの労働状況①（農繁期の実労働時間、休憩時間、休日数）

- 平均的な1日の実労働時間について、約7割の経営体が8時間以内となっている一方、1週間の実労働時間は、約半数が40時間を超えている。
- 1日の休憩時間は、約6割の経営体が労働基準法の基準内の休憩時間を確保している。
- 1か月あたりの休日数は、約7割の経営体が労働基準法の基準内の休日数（4日以上）を確保している。

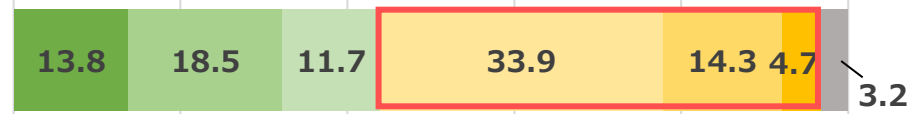
■ 常雇いの平均的な1日の実労働時間※注1（単位：％）

	8時間以内	8時間超	無回答
農業 (N=1,706)	66.9	31.2	1.9



■ 常雇いの平均的な1週間の実労働時間（単位：％）

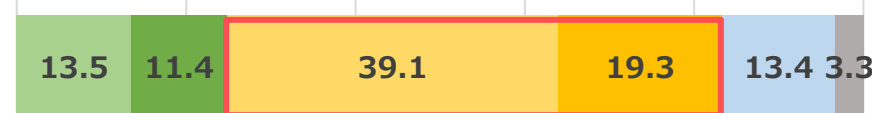
	40時間以内	40時間超	無回答
農業 (N=1,706)	43.9	52.9	3.2



■ 常雇いの平均的な1日の休憩時間※注1

※注2（単位：％）

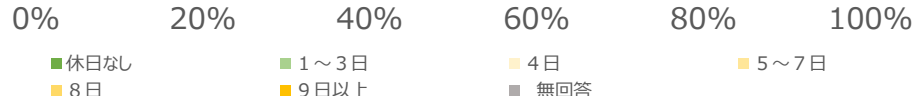
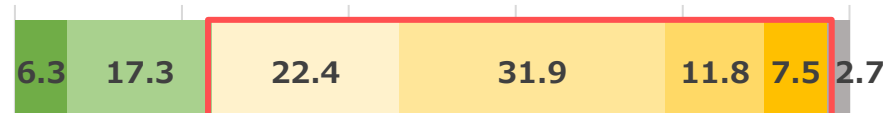
	労基法の基準外	労基法の基準内	実労働時間が6時間以下	無回答
農業 (N=1,706)	24.9	58.4	13.4	3.3



■ 常雇いの1か月あたりの実際の休日数

（単位：％）

	休日なし	1～3日	4日以上	無回答
農業 (N=1,706)	6.3	17.3	73.7	2.7



資料：「農業労働環境の改善に関する意識・意向調査結果（令和6年）」を基に農林水産省で作成。調査対象は2020年農林業センサスにて常雇いを雇用していると回答した者から抽出

注1：常雇いは、あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。

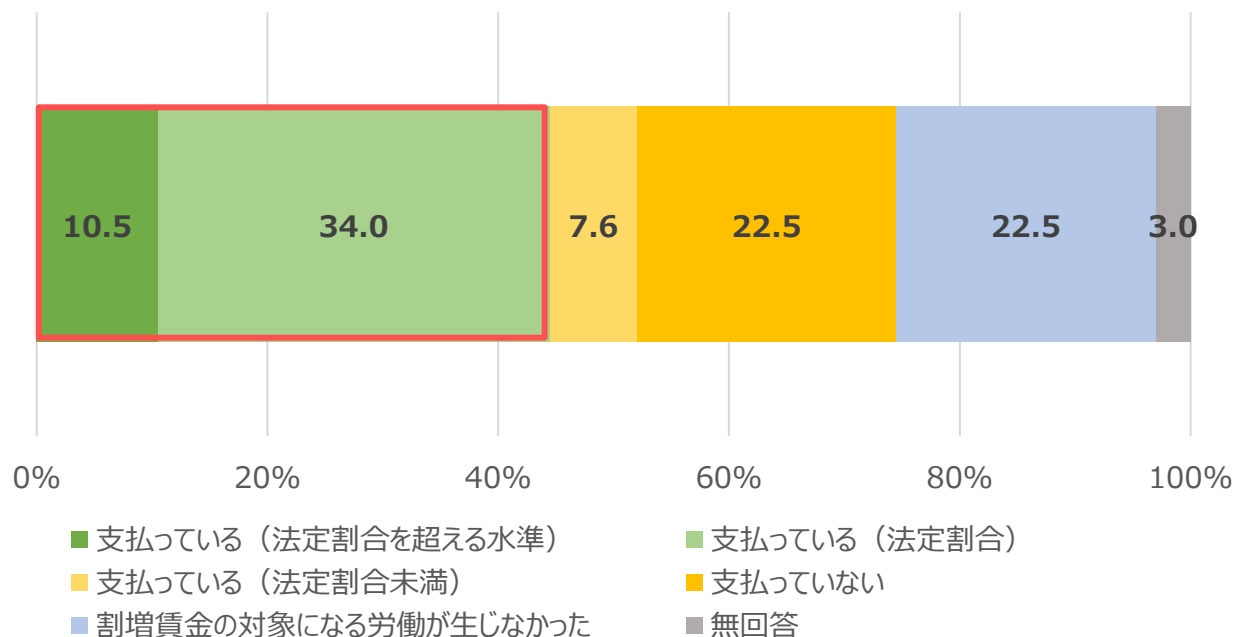
注2：労働基準法第34条「実労働時間が6時間超8時間未満の場合は45分以上、実労働時間が8時間超の場合は60分以上の休憩時間を与えること」を満たす経営体

常雇いの労働状況②（時間外・休日労働に対する割増賃金の支払い）

- 時間外・休日労働に対する割増賃金の支払い状況について、法定割合以上を支払っている経営体は全体の約4割。割増賃金を全く支払っていない経営体は全体の約2割。
- 割増賃金の対象となる労働が生じなかった経営体は全体の約2割。

■ 割増賃金の支払い状況

		支払っている		支払っていない	割増賃金の対象になる労働が生じなかった	無回答
		※注 法定割合以上	法定割合未満			
農業	(N=1,706)	44.5	7.6	22.5	22.5	3.0



資料：「農業労働環境の改善に関する意識・意向調査結果（令和6年）」を基に農林水産省で作成

調査対象は2020年農林業センサスにて常雇いを雇用していると回答した者から抽出

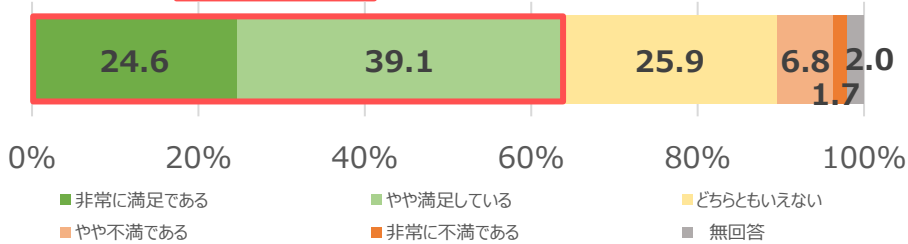
注：法定割合とは、労働時間が1日8時間又は週40時間を超える部分（いわゆる時間外労働）に対しては通常の労働時間の賃金の計算額の25%（その時間が月60時間超の場合は50%）、休日労働に対しては35%のこと。18

常雇いの労働状況③（農繁期の実労働時間、休憩時間、休日数の満足度）

- 1日の実労働時間、1週間の実労働時間について、約6割の雇用者が満足している。
- 1日の休憩時間について、約7割の雇用者が満足している。
- 1か月あたりの休日数について、約6割の雇用者が満足している。

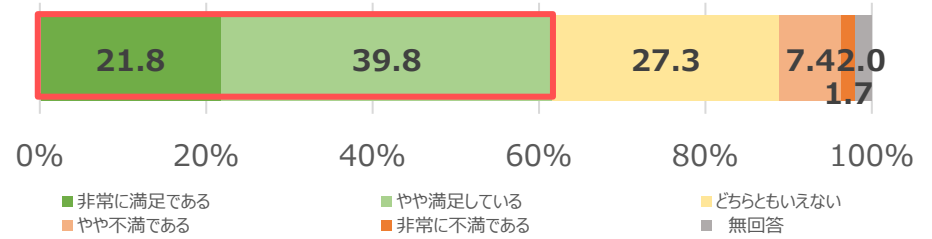
■ 常雇いの平均的な1日の実労働時間の長さに対する満足度 ※注1
(単位：%)

	満足である ※注2	どちらとも いえない	不満である ※注3	無回答
農業 (N=1,334)	63.7	25.9	8.5	2.0



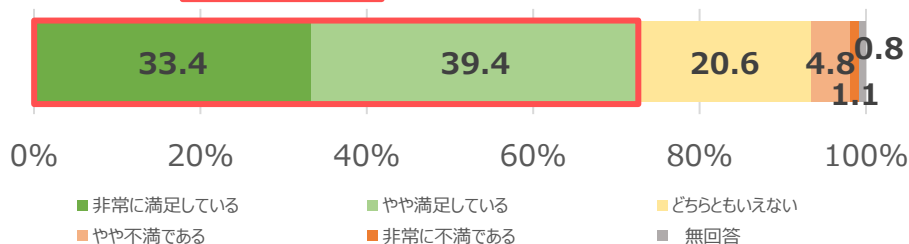
■ 常雇いの平均的な1週間の実労働時間の長さに対する満足度
(単位：%)

	満足である ※注2	どちらとも いえない	不満である ※注3	無回答
農業 (N=1,334)	61.6	27.3	9.1	2.0



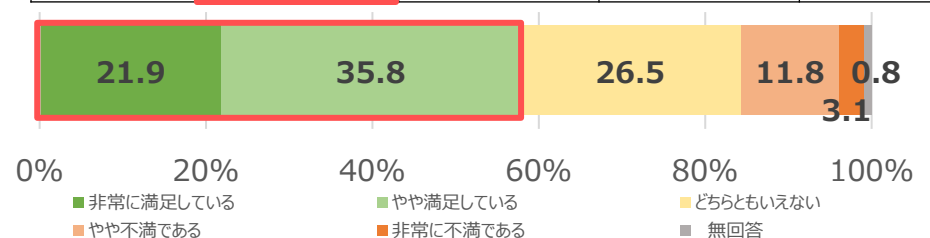
■ 常雇いの平均的な1日の休憩時間の長さに対する満足度 ※注1
(単位：%)

	満足である ※注2	どちらとも いえない	不満である ※注3	無回答
農業 (N=1,334)	72.7	20.6	5.9	0.8



■ 常雇いの1か月あたりの実際の休日数に対する満足度
(単位：%)

	満足である ※注2	どちらとも いえない	不満である ※注3	無回答
農業 (N=1,334)	57.7	26.5	14.9	0.8



資料：「農業労働環境の改善に関する意識・意向調査結果（令和6年）」を基に農林水産省で作成。調査対象は2020年農林業センサスにて常雇いを雇用していると回答した者から抽出された経営体に雇用される者が回答

注1：常雇いは、あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。

注2：「非常に満足である」「やや満足である」を足し合わせた数字。

注3：「やや不満である」「非常に不満である」を足し合わせた数字。

雇用就農者が労働環境整備に求めるもの

- 雇用就農者が就農前に重視した労働環境については、特に「安定した収入」「経営者の人柄」「ハラスメントが無いこと」、「雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金保険への加入」の割合が8割を超えている。
- 今後、人材獲得競争の中で就農者を確保するためには、農業分野においても労働環境整備を推進していく必要がある。

雇用就農前に重視した労働環境 (n=1,217)

(単位：%)

選択項目	重視する
所定労働時間が1日8時間以内、週40時間以内であること（繁閑はあるが、年間を通じて週40時間以内となっている場合も含む）	51.4
休憩時間について、労働時間が6時間以上の場合は45分以上、8時間以上の場合60分以上確保されていること	64.3
週1回以上、または4週間を通じて4日以上の日が確保されていること	77.5
週2日の休日確保されていること	51.5
時間外及び休日の労働について、所定の割増賃金が支払われること	69.6
休暇が取得しやすいこと	76.2
1ヶ月当たりの時間外及び休日の労働時間が45時間以内、かつ年間の時間外及び休日の労働時間が360時間以内であること	59.9
雇用保険の加入	84.1
労災保険の加入	83.4
健康保険の加入	83.6
厚生年金保険の加入	81.9
給与水準	77.9
安定した収入	85.2
人事評価による昇給	64.3

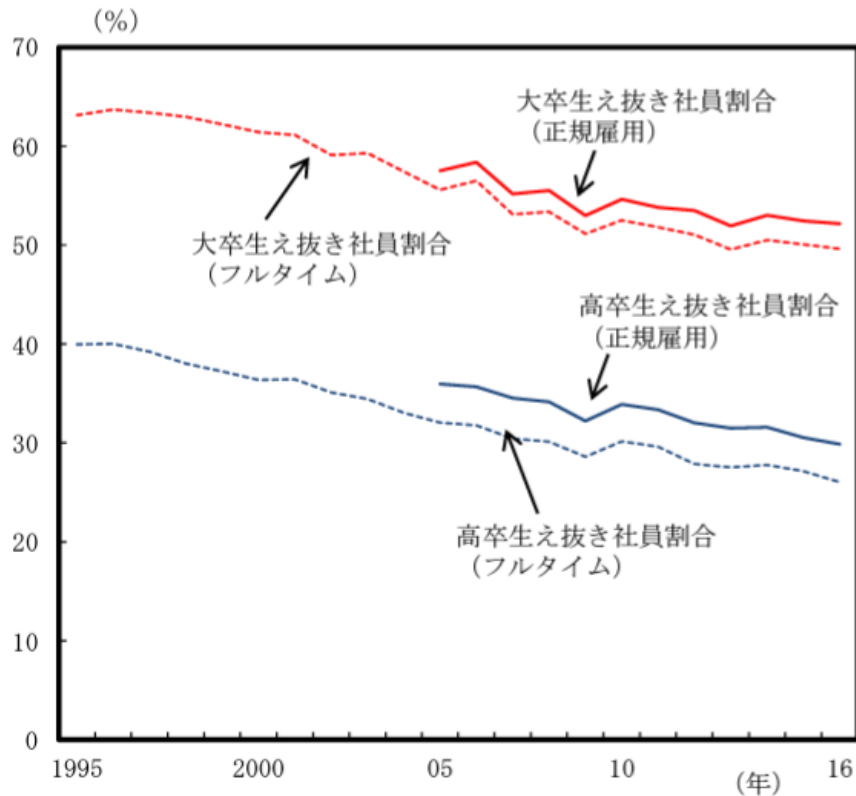
選択項目	重視する
キャリアパスが示されていること	43.5
充実した研修制度	63.0
福利厚生施設の充実（休憩室、男女別トイレ、更衣室、シャワー等）	59.2
経営者の人柄	84.1
経営者が将来のビジョンを示す	73.4
最先端の農機や技術の導入等によって業務を効率化していること	60.0
肉体的負担の軽減に配慮していること	66.3
子育てや介護等に配慮していること	62.2
自分の意見を言いやすい職場環境	79.5
セクハラ・パワハラ等のハラスメントが無いこと	84.0
通勤・家族手当や資格取得補助等の各種手当の充実	73.8
定期的に健康診断を実施していること	65.4

資料：令和4年度「雇用就農資金」の採択者（研修生）に対するアンケート結果
 ※赤色に着色したものは、重視すると回答した割合が上位のもの

雇用人材の意識の変化

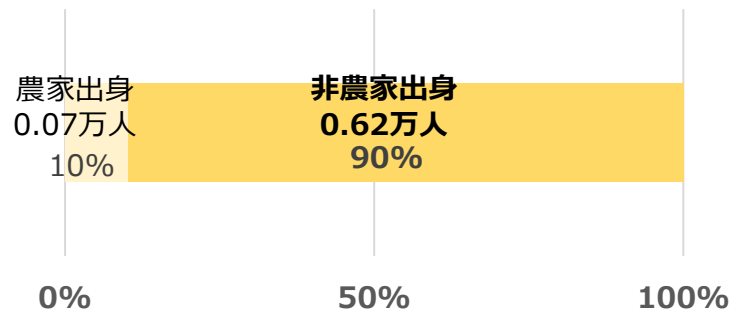
- 我が国全体として終身雇用の割合は減少傾向であり、国民の価値観やライフスタイルの多様化を背景に、副業の他、フリーランス・ギグワーカーといった働き方の多様化が今後ますます進展。
- 農業においても、49歳以下の新規雇用就農者のうち**非農家出身の割合は全体の約9割**となっており、雇用人材の確保のためには、**他産業からの受け入れ態勢を整備していくことが必要**。

資料1 若年期に入職してそのまま同一企業に勤めつづける者の割合



資料：厚生労働省職業安定局「我が国の構造問題・雇用慣行等について」（平成30年）から抜粋
 ※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を職業安定局において特別集計して作成。
 ※ 生え抜き正社員の割合は、60歳以下のフルタイム又は正規雇用者に占める割合を指す。

資料2 49歳以下の新規雇用就農者の出身別



資料：農林水産省「新規就農者調査」

資料3 他産業出身者が農業分野で活躍する事例

- 有限会社小林牧場（山梨県）
 【主な品目】黒毛和牛、交雑種
 【取組】溶接作業や重機の操作など前職を活かして畜舎の修理や堆肥運搬等に従事。



- 株式会社輝楽里（北海道）
 【主な品目】水稻、多種野菜等
 【取組】電気工事や建設など、前職で培ったスキルを活かせるような部署・業務に配置することで総合力を高め、生産性向上につなげる



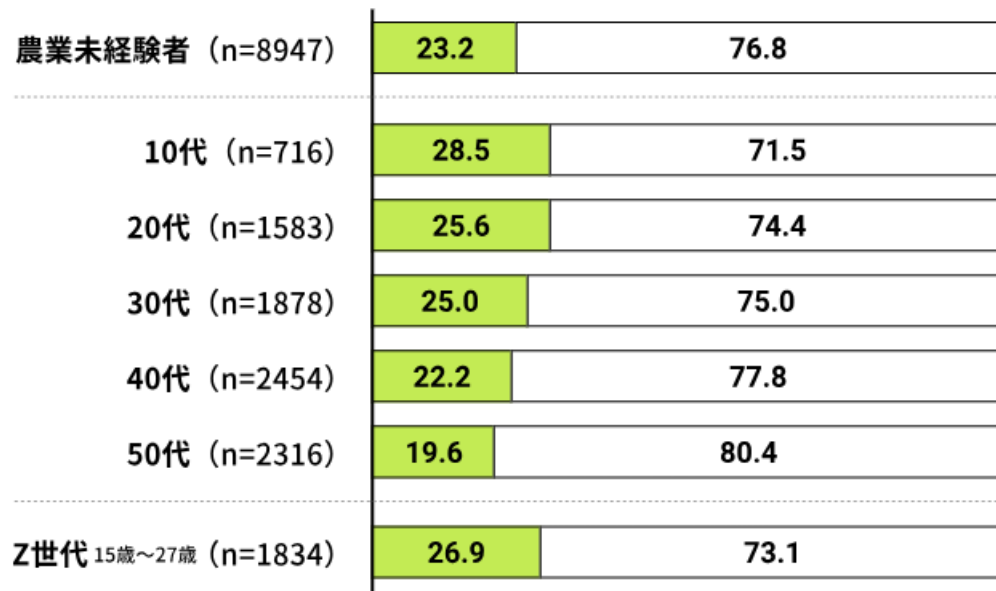
【参考】 職業としての農業のイメージについて

- 農業未経験者のうち23.2%が「農業をやってみたい」と回答。特に10代～30代の若い世代が25%以上と高い傾向。
- 就職意向のある学生のうち、約3割は農業への就職の可能性があると回答。
- 副業・兼業意向のある人のうち、約4割は副業・兼業としての農業従事の可能性があると回答。

Q1

今後、農業をやってみたいですか？

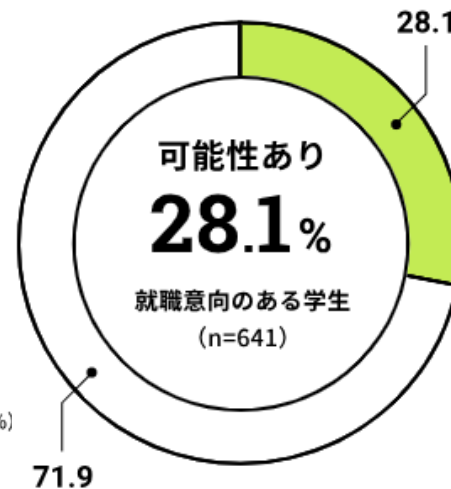
■ 農業をやってみたい □ あてはまらない ※注1



Q2

就職意向のある学生に聞く
今後の就職先としての農業は？

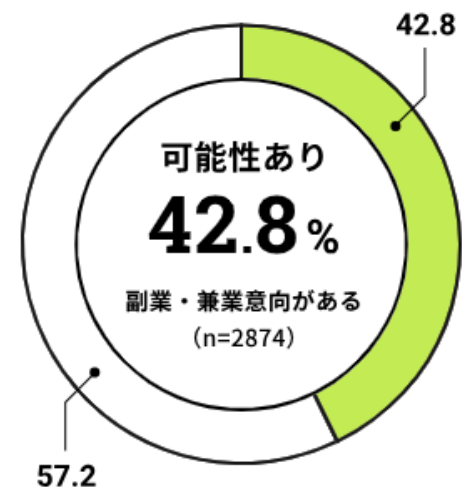
■ 可能性がある □ 可能性はない ※注2



Q3

副業・兼業意向がある人に聞く
今後の副業・兼業としての農業は？

■ 可能性がある □ 可能性はない ※注3



資料：農林水産省Webマガジンaff（2024年8月号）から抜粋

（JA共済連「農業に対する意識と実態調査」をもとに作成。全国の10代～50代の男10,000人に対し、インターネット調査を実施）

注1：調査対象10,000人のうち、農業未経験者（n=8,947）に対して調査。

注2：就職以降のある学生（n=641）に対して調査。

注3：副業・兼業意向がある人（n=2,874）に対して調査。

<https://www.ja-kyosai.or.jp/pdf/2024/202402-chousa.pdf>